

西区自治協議会 環境美化パートナー制度 実施要項

(目的)

第1条 身近な公共空間である道路、河川等について、区内活動団体等がボランティアで美化及び清掃等を行うことで、ごみのないきれいな西区を目指すとともに西区民の環境美化意識の醸成により、ぼい捨てをする人の行動変容を引き起こすことを目的とする西区自治協議会提案事業環境美化パートナー制度（以下「制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制度の対象者（以下「パートナー」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 区内で活動し、会員が2名以上であること。
- (2) おおむね月1回以上の活動を行うこと。

(届出)

第3条 パートナーになろうとする団体は、パートナー申込書を西区自治協議会事務局（西区役所地域課）（以下「事務局」という）に提出するものとする。

- 2 事務局は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、パートナーとして適当と認めた場合は、パートナー認定通知書により、当該届出をしたものに通知するものとする。

(パートナーの役割)

第4条 パートナーは、西区自治協議会が掲げる以下の重点ポイントで清掃活動を行う。

- (1) 海岸
- (2) 高速道路側道
- (3) 新幹線側道
- (4) 県市道沿線
- (5) 佐潟
- (6) 西バイパス側道
- (7) その他

- 2 パートナーが収集したごみ等は、事務局の指示により、所定の場所へ集積するものとする。集積場所は環境美化パートナー届受領後に指示する。ただし、これにより難しい場合は、事務局の指示する方法により廃棄する。

(西区自治協議会の役割)

第5条 西区自治協議会は、パートナーが行う活動に対し、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 当事業専用ごみ袋(20枚/月)および軍手(20双/団体)の提供
- (2) パートナーの活動内容を区ホームページ等にて掲載
- (3) ボランティア保険の加入

(安全対策及び注意事項)

第6条 パートナー団体は、パートナー申込書に掲げる活動を行う場合は、安全対策等に努めなければならない。

- 2 パートナーは、合意書に掲げる活動を行う場合は、公序良俗に反する行為、政治活動、営利活動、布教活動その他当事業実施にふさわしくない行為をしてはならない。
- 3 合意書に掲げる活動中に発生した事故及び第三者との紛議については、パートナー団体の責任とする。

(活動報告)

第7条 パートナーは活動の状況をパートナー活動報告書により、活動月の翌月5日までに、事務局に持参または郵送、メール、ファックス等で報告するものとする。

(辞退の届出)

第8条 パートナーは、申請した活動期間以前に制度を辞退しようとする場合は、パートナー一辞退届を事務局へ提出するものとする。

(庶務)

第9条 パートナー制度に関する庶務は、事務局が行う。

(附則)

令和4年7月1日から施行する。

(附則)

令和5年7月1日から施行する。